

支援チーム規程（STR）

1. 支援者艇は、次の条件を満たす場合のみ使用が認められる。
 - ① 支援者艇は、大会グループLINEに登録をするとともに、申込時に代表者の電話番号を登録しなければならない。変更がある場合は、大会受付に申告する。
 - ② 支援者艇は、常時グループLINEが確認できる状態にしていると共に登録した代表者の電話に出られるようにしなければならない。
 - ③ 主催団体が指定する中央と西側棧橋以外に係留してはならない。
 - ④ 支援者艇が乗員の乗降、機材の積込み、積下ろしのために一時的に豊田自動織機海陽ヨットハーバーに入港する場合でも、ヨットハーバー事務室にて所定の手続きを行い、使用料を支払わなければならない。その上で、乗員の乗降、機材の積込み、積下ろしが完了次第、速やかに出港しなければならない。
2. 支援者がレース海面付近で乗船した艇は、本規程を適用する。ペナルティーは、乗船している支援者が関係するチームへ行うものとする。
3. [NP][SP]支援者艇は、レース委員会艇、レース艇の付近およびハーバー内では低速で航行するなど安全に努めなければならない。低速で航行とは、引き波を立てない程度をいう。
4. 支援者艇は、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。
5. [NP]支援者艇は、レース委員会艇にオレンジ旗が掲揚されている間もしくはオレンジ旗が掲揚されてからレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期あるいはレースの中止の信号を発するまで、【添付図】「艇がレースをしているエリア」にある支援者艇の制限区域に入ってはならない。
6. [DP]支援者艇は、レース委員会、プロテスト委員会から、コース・エリアからさらに離れるよう指示された場合、直ちに従わなければならない。
7. 規則37を以下のように変更をする。レース委員会が音響1声とともに、V旗を掲揚した場合、支援者艇はレースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。ただし、支援者艇は艇に対して救助活動を除いた援助を与えてはならない。この場合、本規程5、本規程6は適用されない。
8. [NP][SP]支援者艇のドライバーは、キルコードが装備されている艇については、操船中キルコードを適正に使用しなければならない。

以 上